

請求の範囲

- [請求項1] 管理対象の利用を要求するユーザから取得された生体情報と複数の登録者の各々の登録生体情報とを照合する照合部と、
 前記複数の登録者のうちの照合結果が照合一致である登録者が前記管理対象の利用権限を有するか否かを判定する判定部と、
 前記照合部における前記照合結果が照合不一致である場合には第1エラー情報を出力し、前記判定部において前記照合結果が照合一致である登録者が前記利用権限を有していないと判定された場合には前記第1エラー情報とは異なる第2エラー情報を出力する出力部と、
 を備える情報処理装置。
- [請求項2] 前記第1エラー情報は、前記照合不一致を示す情報を含む、
 請求項1に記載の情報処理装置。
- [請求項3] 前記第2エラー情報は、前記ユーザが前記利用権限を有していないことを示す情報を含む、
 請求項1又は2に記載の情報処理装置。
- [請求項4] 前記第1エラー情報は、前記生体情報の登録を促す情報を含む、
 請求項1乃至3のいずれか1項に記載の情報処理装置。
- [請求項5] 前記第2エラー情報は、前記利用権限の登録を促す情報を含む、
 請求項1乃至4のいずれか1項に記載の情報処理装置。
- [請求項6] 前記第1エラー情報及び前記第2エラー情報は、前記ユーザに対して提示される情報である、
 請求項1乃至5のいずれか1項に記載の情報処理装置。
- [請求項7] 前記第1エラー情報及び前記第2エラー情報は、前記ユーザとは異なる管理者に対して提示される情報である、
 請求項1乃至5のいずれか1項に記載の情報処理装置。
- [請求項8] 前記登録生体情報と複数の施設の各々に関する前記利用権限とを前記登録者ごとに関連付けて記憶する記憶部、
 を更に備える請求項1乃至7のいずれか1項に記載の情報処理装置

- 。
- [請求項9] 前記登録生体情報及び前記施設ごとの前記利用権限を設定する設定部と、
- 前記登録者ごとに固有な識別子を発行し、設定された前記登録生体情報と前記利用権限とを前記識別子により関連付けて前記記憶部に登録する制御部と、
- を更に備える請求項8に記載の情報処理装置。
- [請求項10] 前記生体情報は、顔画像、虹彩画像、指紋画像、耳介画像及び掌紋画像のいずれかである、
- 請求項1乃至9のいずれか1項に記載の情報処理装置。
- [請求項11] 管理対象の利用を要求するユーザから取得された生体情報と複数の登録者の各々の登録生体情報とを照合する照合処理を行うステップと、
- 前記複数の登録者のうちの照合結果が照合一致である登録者が前記管理対象の利用権限を有するか否かを判定する判定処理を行うステップと、
- 前記照合処理における前記照合結果が照合不一致である場合には第1エラー情報を出力し、前記判定処理において前記照合結果が照合一致である登録者が前記利用権限を有していないと判定された場合には前記第1エラー情報とは異なる第2エラー情報を出力するステップと、
- を備える情報処理方法。
- [請求項12] コンピュータに、
- 管理対象の利用を要求するユーザから取得された生体情報と複数の登録者の各々の登録生体情報とを照合する照合処理を行うステップと、
- 前記複数の登録者のうちの照合結果が照合一致である登録者が前記管理対象の利用権限を有するか否かを判定する判定処理を行うステッ

ブと、

前記照合処理における前記照合結果が照合不一致である場合には第 1 エラー情報を出力し、前記判定処理において前記照合結果が照合一致である登録者が前記利用権限を有していないと判定された場合には前記第 1 エラー情報とは異なる第 2 エラー情報を出力するステップと

、

を実行させるためのプログラムが記録された記録媒体。